

広島市シニア大学・大学院運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、広島市シニア大学（以下「大学」という。）及び広島市シニア大学院（以下「大学院」という。）の運営に関して、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 大学は、高齢者が新しい知識や教養を身につけ、広く仲間づくりや生きがいを図るとともに、地域社会においてリーダー的役割を果たし、もって高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

2 大学院は、生活に密着した問題を題材として掘り下げて相互学習する中で、高齢者としての現代感覚を身につけるとともに、地域社会における福祉課題等の理解を通し、高齢者自ら急速に進む高齢社会を支える一員としての知識や情報を習得し、地域社会において福祉リーダー的役割を果たすことを目的とする。

(組織及び運営)

第3条 大学・大学院の運営は、大学・大学院学生自治会と協議のうえ、事務局において行う。

2 事務局は、社会福祉法人広島市社会福祉協議会地域福祉推進課に置く。

3 事務局長は、社会福祉法人広島市社会福祉協議会事務局長の職にある者をもって充てる。

4 円滑な運営を行うため、必要に応じて大学・大学院及び広島市シニア大学学友会（以下「学友会」という。）で構成する、「シニア大学グループ情報連絡会」（以下「情報連絡会」という。）を開催する。

5 情報連絡会の構成員については、大学・大学院学生自治会及び学友会の推薦者とする。

(講 座)

第4条 講座は、原則として広島市総合福祉センター内（BIG FRONT ひろしま）において、6月から翌年3月まで開講する。

2 大学の講座は、原則として毎月第2・第4の木曜日に開講する。

3 大学院の講座は、原則として毎月第1・第3月曜日に開講する。

(講座内容)

第5条 事務局長は、毎年策定する講座科目に基づき、大学・大学院学生自治会が推薦した講座を参考に、開講する講座内容を決定する。

(自主活動)

第6条 大学・大学院の学生は、次の各号の自主活動を行うことができる。

(1) 班活動

(2) 学生自治会活動

(3) サークル活動

(定員及び受講年限)

第7条 大学の定員は400名とし、受講年限は3年とする。

2 大学院の定員は、大学を卒業した者で大学院への進学希望者とし、受講年限は2年とする。

(入学資格)

第8条 大学に入学できる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 広島市内に在住の65歳以上（入学年度の4月1日現在）の者

(2) 地域福祉やボランティア活動に関心がある者

(3) 過去に大学を卒業していない者

(入学募集)

第9条 大学への入学は、公募により毎年2月に募集する。

(募集人数)

第10条 大学の入学募集人数は、定員400名から2年生・3年生に進級する在校生を控除した人数とする。

(入学決定)

第11条 募集人数を超える応募があった場合は、抽選により入学者を決定する。

なお、入学者決定後の入学辞退者や在校生の退学により欠員が生じた場合は、毎年別に定める抽選方法より補欠入学者を充当することができる。

(大学院進学)

第12条 大学院は大学との一貫教育としており、大学を卒業した者で大学院進学希望者は進学できる。

(進級、進学及び卒業)

第13条 大学・大学院は、開講日数の2／3以上出席すれば、進級、進学及び卒業できる。

ただし、次条の休学届を提出した場合は、休学期間を除いた期間の開講日数の2／3以上出席（最低出席日数2回）すれば進級、進学及び卒業できる。

(休 学)

第14条 学生は、次の各号のいずれかに該当し、長期間講座に出席できないときは、別記「休学届」を提出しなければならない。

- (1) 本人疾病
- (2) ボランティア活動・地域活動（活動が証明できる書類が必要）
- (3) 配偶者等親族の看病・介護
- (4) 孫等の育児

(退 学)

第15条 学生は、自己の都合により退学しようとするときは、別記「退学届」を提出しなければならない。

(入学式及び卒業式)

第16条 大学入学式は、原則として毎年5月の第3木曜日に実施する。

2 大学院進学式は、原則として毎年5月の第4木曜日に実施する。

3 大学・大学院合同卒業式は、原則として毎年3月の第2月曜日に実施する。

(教材費)

第17条 大学・大学院の学生は、別に定める教材費を負担する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が決定する。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から施行する。

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

この要綱は、令和6年4月 1日から施行する。